

虐待防止に関する指針

（花えみか訪問看護ステーション）

本指針は、花えみか訪問看護ステーション（以下「当ステーション」という）における利用者様の人権を擁護し、虐待の発生を防止するとともに、虐待を早期に発見し、適切に対応するために必要な事項を定める。

1. 基本指針

当ステーションは、利用者様一人ひとりの尊厳と人権を尊重し、その人らしい生活を支援することを基本理念とする。いかなる理由があっても虐待は決して許されるものではなく、職員一人ひとりが虐待防止の意識を持ち、利用者様が安心してサービスを受けられる環境を築くこととする。

2. 虐待の定義

本指針における「虐待」とは、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法に基づき、以下の行為をいう。

種別	内容
身体的虐待	暴力や体罰により身体に傷やあざ、痛みを与える行為、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
心理的虐待	脅し・侮辱・無視・嫌がらせ等により精神的苦痛を与える行為。
性的虐待	本人の同意なく性的な行為を行う、または強要する行為。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用する、不当に処分する行為。
ネグレクト （介護放棄）	必要な介護・看護・世話を放棄・放任し、心身を衰弱させる行為。

3. 虐待防止責任者

当ステーションは、虐待の防止に関する措置を適切に実施するため虐待防止責任者を設置する。

虐待防止責任者	管理者 中川陽子
相談・通報窓口	管理者および担当者 中川陽子

4. 虐待防止検討委員会の設置

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- ・虐待事例がある場合は毎月開催するカンファレンスで話し合いを行う。
- ・委員会では、ヒヤリハット事例の共有、研修計画の策定、再発防止策の検討を行う。
- ・検討結果は全職員に周知し共有する。

5.虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ・全職員を対象とした虐待防止研修を年1回以上実施する。
- ・新規採用者には、採用時に虐待防止に関する研修を実施する。
- ・研修では、虐待の定義・早期発見の視点・通報義務・適切な対応について学ぶ。
- ・研修の実施記録を作成し保管する。
- ・職員は、利用者様の心身の状態や生活環境の変化に常に注意を払うようにする。
- ・不自然な傷・あざ、表情の変化、生活状況の悪化等の兆候を見逃さないよう努める。

6. 虐待を発見した場合の対応フロー

手順	対応内容
① 発見・把握	虐待またはその疑いを発見した職員は、速やかに状況を確認する。
② 報告	直ちに虐待防止責任者（管理者）に報告する。
③ 事実確認	責任者は事実関係を確認し、記録を作成する。
④ 通報	高齢者虐待防止法等に基づき、速やかに市町村へ通報する。 神戸市福祉局 監査指導課内 078-322-6774
⑤ 利用者保護	利用者様の安全確保を最優先に、関係機関と連携して対応する。
⑥ 再発防止	原因を分析し、再発防止策を講じる。

7.通報義務

職員は、虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合、速やかに市町村に通報する義務がある（高齢者虐待防止法第7条・第21条）。通報したことを理由に、当ステーションは通報者に対し解雇その他の不利益な取扱いを行いません。

8.虐待等への苦情解決方法

- ・ご利用者、家族、関係者からの苦情や相談を随時受け付ける。
- ・苦情を受けた職員は速やかに管理者または虐待防止責任者へ報告する。

9.身体拘束を行う場合の対応

当ステーションは、利用者様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者様の行動を制限する行為を行いません。

- ・緊急やむを得ない場合は「切迫性」「非代替性」「一時性」の三要件をすべて満たすことを確認する。
- ・実施する場合は、その理由・時間・心身の状況等を記録する。
- ・利用者様・ご家族からの相談や苦情に誠実に対応する窓口を設置する。
- ・相談内容は記録し、適切に対応するとともに、再発防止に活かす。
- ・相談者のプライバシーを保護し、不利益な取扱いをしません。

10. 成年後見人制度の利用支援について

- ・ 当ステーションは利用者の権利擁護を図るため、判断能力の低下等により財産管理や契約手続きが困難な利央者について、必要に応じて成年後見制度の活用を支援する。
- ・ 利用者及び家族に対して成年後見人制度に関する情報提供を行うとともに、関係機関（あんしんサポートセンター、市町村、社会福祉協議会、家庭裁判所等）と連携し、制度の利用につなぐサポートをする。

11. 利用者等に対する虐待防止マニュアル・指針の閲覧について

- ・ 本指針は、当ステーションのホームページ等で公表し、利用者様・ご家族がいつでも閲覧できるようにする。
- ・ 本指針は、法令の改正や運営状況に応じて定期的に見直す。
- ・ 本指針に定めのない事項については、関係法令および管理者の判断による。

附則 本指針は、2026年6月4日から施行する。

花えみか訪問看護ステーション 管理者 中川陽子